

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人北ガス文化財団と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の芸術・文化活動への支援及び振興を図るとともに、エネルギーや環境教育への支援を通じ、心豊かに、快適に暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 北海道における芸術文化等の振興に関わる事業
- 2 北海道における芸術文化活動等を行う人材や優れた活動への支援
- 3 芸術鑑賞会等、道民が芸術文化等に接する機会の提供
- 4 財団活動を通じた、エネルギー・環境教育の支援
- 5 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の名称及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 札幌市東区北七条東二丁目1番1号

設立者 北海道瓦斯株式会社

拠出財産及びその価額 金銭 1億円

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の制限)

第8条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、1日あたり30,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める報酬並びに費用の支給の基準による。

第2節 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事が署名又は記名押印もしくは電子署名する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上5名以内
- 二 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第23条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(構成)

第25条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

一 当法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印もしくは電子署名をしなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第32条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、国もしくは地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人、もしくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第6章 附則

(設立時の評議員及び役員)

第34条 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決定によって選任する。

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則（2026年5月22日）

1 定款第5条の変更については、2026年5月22日より施行する。

（以下余白）